

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 号
件 名	地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全、安心な公共事業を国の責任で実施することを求める意見書の提出について
要 旨	<p>政府は、「国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため」として2006年12月に地方分権改革推進法を成立させ、翌年4月に地方分権改革委員会を設置しました。</p> <p>地方分権改革推進委員会は、国の権限の地方移譲について、5月28日に第1次勧告を公表しました。国土交通省の業務にかかわる課題では、直轄国道については「1つの都道府県内で完結」「バイパスの旧道」「県庁所在地など大都市間を結ぶ幹線道路以外」等に該当する路線の整備・管理権限、直轄河川については「1つの都道府県内53水系と府県境をわずかに超える12水系」の管理権限について、都道府県に移譲するよう勧告しました。今後、2008年秋に第2次勧告、2009年春に第3次勧告を行い、2009年秋の臨時国会で新地方分権一括法案を提出するとしていますが、これまでの勧告の中では地方移譲の財源については具体的な方策を示していません。</p> <p>7月1日に政府は国土交通省北海道開発局の廃止の検討に入りました。しかし道内からは「税財源の伴わない押し付け」「権限だけ渡されて財源はそのままというのでは困る」「開発局と道庁とでは職員の雇用形態が異なり、職員をすぐには受け入れる体制は整わない」「開発局がなくなって道庁に移管されれば、効率化や経費削減で工事の規模が縮小されますますます厳しくなる」などと早急な廃止論に不安視や警戒する声も出ています。</p> <p>このような地方分権を推進することは、国の責任を放棄し地方自治体へ押しつけることとなり、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、公平、公正な行政サービスを脅かすこととなります。</p> <p>北陸地方は2004年の新潟・福島水害、中越大震災、2007年の能登半島沖地震、中越沖地震などにより大規模な被害が発生し、私たちの職場である北陸地方整備局においても一丸で災害復旧に努めてきました。また、今年6月に発生した岩手・宮城内陸地震においては、北陸地方整備局からも74名の職員による緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、他地域における広域災害支援を実施し、評価を得ています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成20年 9月10日 総務常任委員会
受 理	平成20年 8月12日 第914号

地域住民はこれまでの大規模災害により、防災対策の充実など安全で安心な生活を確保するための公共事業に大きな関心を持っています。このことは私たち全建労が地域住民や自治体首長を対象に取り組んだアンケート（2000年～2006年の7回実施）結果からも明らかです。

これまで、重要な河川、道路の整備、維持管理は国が行う中で、一定の水準を保ってきました。私たちは公共事業の実施により、すべての国民に安全、安心で平等、公平なサービスを提供するためには、これまでと同様に国の責任において防災・生活関連の整備、維持管理を行うことが必要と考えています。

新潟市内には信濃川、阿賀野川という日本を代表する河川があります。この2つの河川では過去に多くの氾濫が発生しており、国が管理することにより、水害の発生を最小限にとどめて地域住民の安全を図りながら、高水敷に広く住民が利用できる施設整備を行っています。また河川水を生命や生活に必要な上水や農業用水に役立てて、新潟市民の暮らしと産業を支えています。

また道路においては国重要文化財である萬代橋を管理し、一般国道7号・8号・49号・116号により形成され、全国有数の交通量を誇る新新バイパス、新潟バイパス、新潟西バイパス、亀田バイパスは長年にわたって新潟市の交通の中心を担ってきました。

北陸の技術研究機関である北陸技術事務所は、無人作業機械を開発し中越大地震時に人が踏み入れることができない土地においてとうとい命を救い出すなどの活躍をし、最先端の高度な技術研究を行い、幾度となく襲った新潟市を含む他の地域の災害の支援に大きく貢献をしてきました。

そして北陸地方整備局は政令指定都市である新潟市にあることで、地方都市の拠点として新潟県内や北陸地方のみならず各地方への影響や重要性を持ち、北陸の国土交通行政の中心を担って先進的な国土形成を行ってきました。

このようなことから、新潟市内のみならず新潟県内外住民の安全で安心な生活を確保し、新潟市内の道路について高度な維持管理を継続するため、新潟市内にある国土交通省北陸地方整備局及び管轄する阿賀野川河川事務所及び付随する胡桃山出張所、満願寺出張所、信濃川下流河川事務所及び付随する関屋出張所、新潟国道事務所及び付随する豊栄出張所、新潟維持出張所、黒埼維持出張所、そして北陸技術事務所を存続し、現在国の直轄である業務を地方に移管せずに引き続き国の直轄管理で行うことが必要不可欠であると考えます。

貴職におかれても、私たちの要求と運動に引き続き御理解いただき、下記事項の実現に向け、関係機関への意見書提出など最大限の御協力を賜りたく陳情をいたします。

記

1 住民の安全、安心な生活を脅かし、地域間格差を拡大することとなる直轄事業の地方移譲は行わないこと。

1 新潟市において重要な河川である信濃川、阿賀野川及び一般国道7号・8号・49号・116号を国の直轄管理とし、国土交通省北陸地方整備局及び管轄の阿賀野川河川事務所及び付随する胡桃山出張所、満願寺出張所、信濃川下流河川事務所及び付随する関屋出張所、新潟国道事務所及び付随する豊栄出張所、新潟維持出張所、黒埼維持出張所、北陸技術事務所を存続すること。